

00612

鳥取縣規則

規則

昭和二十四年一月十四日 金曜日
第十九百七十六号

本書ノ大キサヘ關之規則ノ列

◇鳥取縣規則第一号

砂防管理員設置規則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

砂防管理員設置規則

第一條 砂防指定地の監視並びに砂防設備管理のため砂

防法第三十一条の規定により砂防管理員を鳥取縣吏員の定数内に於て置く。

砂防管理員の定員はこれを六名とし、必要ありと認めたときは、臨時にこれを増員することができる。

第二條 砂防管理員は別記様式により砂防管理員章を交付する。

第三條 砂防管理員は、左の事項に関する職務に從事す

る。
一、砂防指定地取締規則（昭和二十三年三月三十日鳥取縣規則第十九條）の各條に規定する取締手続に関する事項。
二、その他砂防の管理上必要な事項。

第四條 砂防管理員は、前條の取締にあたるときは、第二條の砂防管理員章を携帶しなければならない。

第五條 砂防管理員の費用は、県の負担とする。

附則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

第二條による砂防管理員章様式

第一号

表

砂防管理員章

職 氏 名

縦七横

所屬庁名

大きさ

00613

昭和年月日交付
鳥取縣

裏

第百七十六號 昭和二十四年一月十四日

(第三種郵便物認可)

二

ければならない。

第三條 受託銀行は十五日毎に証票の発売状況を別記第一号

三号様式によつて期後五日以内に知事に報告しなければならない。

第四條 立入検査をする者が携帶する証票は別記第四号

様式による。

この規則は公布の日からこれを施行する。

第一号様式 用紙縦百七十九耗のもの三枚接続

51300

△鳥取縣規則第二号
鳥取縣當せん金附証票賣得金納付及び報告並びに検査規則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 四尾愛治

当せん金附証票賣得金納付及び報告並びに検査規則

第一條 鳥取縣が発売する當せん金附証票（以下証票と云ふ。）の賣得金の納付方法及び報告書の提出並びに立入検査については、法令に定めるものを除くの外の規則の定めるところによる。

第二條 売得金を收入した受託銀行は別記第一号様式による納付書及び別記第二号様式による計算書を添えて知事へ指定する期間内に鳥取縣金庫に賣得金を納付しな

第一号 (納付書)		所在地名稱		代表者	
年度	年月日領收所	年月日領收	年月日領收	年月日領收	年月日領收
一般会計 雜收入 一 金 但し當せん金附証票法第十六條による第一回 鳥取縣實くじ賣得金	年 月 日 鳥取縣何々金庫	年 月 日 鳥取縣何々金庫	年 月 日 鳥取縣何々金庫	年 月 日 鳥取縣何々金庫	年 月 日 鳥取縣何々金庫

受託銀行	年月日	前期未納付額		同期中領收額		當期中領收額		差引當期未納付額	
		証票數	金額	証票數	金額	証票數	金額	証票數	金額
計	年 月 日	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円

第三号様式
自年月日
至年月日
日期分當せん金附証票發売狀況報告書

証票名別	受託銀行	前期中領收額	當期中領收額	差引當期未納付額
一般会計 雜收入 一 金 但し當せん金附証票法第十六條による第一回 鳥取縣實くじ賣得金	年 月 日 鳥取縣何々金庫	枚	円	枚

第一号様式
當せん金附証票賣得金納付額計算書

鳥取縣公報

第十九百七十六號 昭和二十四年一月十四日

(第三種郵便物認可)

二

00619

81300

であつて、法施行の際現に存するものが法施行の日から六箇月内に法第七條又は第八條の規定により開設の許可を受け又は開設の届け出をしようとするときは、法施行の際現に存するものなる旨を記載しなければならぬ。

第十四條 法第五十條の規定によつて許可を受けたとみなされたものは昭和二十三年三月三十一日までにその旨を届け出なければならない。

第十五條 法第四十七條第一項、第二項の規定による病院又は診療所で收容施設を有するものについては、法第二十七條の規定による検査があつたものとみなしこの規則第八條による許可証を交付する。

第十六條 国の開設する病院、診療所又は助産所については、この規則の規定は左の各号の如くこれを読みかえるものとする。

- 一、第一條中「許可」とあるのは「承認」とする。
- 二、第二條中「許可」とあるのは「承認」とする。
- 三、第三條中「届け出」とあるのは「通知」とする。

附 則

この規則は規則施行の日（昭和二十三年十一月五日）からこれを適用する。

様式第一

四、「許可証」とあるは「承認証」とする。

五、第十二條中「届け出」とあるのは「届出又は通知」とする。

六、第十四條中「許可を受けた」とあるのは「許可を受ける」、承認を受け又は通知した」とし「届け出」とあるのは「通知し又は届出」とする。

七、第十五條を「法第四十七條第一項及び第二項の規定による診療所で收容施設を有するものについては、法第二十七條の規定による承認があつたとみなしての規則第八條による承認証を交付する」とする。

第十七條 国の開設する病院、診療所又は助産所については第四條乃至第六條、第九條、第十一條、第十三條の規定は適用しない。

00620

表
面8
面

寫 真

印 店

12 種

裏
面

醫療法抜下さい

第二十五條 省略

第四十條 省略

二、省略

氏 名

鳥取縣公報 第十九百七十六號 昭和二十四年一月十四日

（第三種郵便物認可）

15300

鳥 取 縣 國
氏 名
醫 療 法 第 二 十 五 條 の 規 定 に よ る 当 該 官 吏 (吏 員) の 証

樣式第二

四

卷之三

許可証

開設者住所

民

名

年月日附申請による病院（診療所、助産所）施設使用の件許可する

年 月 日

◇鳥取縣告示第十五号
岩美地方事務所管内において縣稅検査章並びに縣稅滞納者財產差押証票を次のように返納した
昭和二十四年一月十四日

告示

区分	番号	返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
查 草 縣 稅 檢	四五	昭和二十一 三年十二 月十三日	岩美地方 事務所	鳥取縣事 務員	柏木計一

◆鳥取縣告示第十四号
昭和二十三年法律第一四〇号へ依り処理場等に関する法律第六條第二項の規定による身分を示す証票を次の者に交付した。

区分	番号	返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢	四五	昭和二十一年十二月三十日	岩美地方事務所	鳥取縣事務更員	柏木計二
押証票	六七	同	同	同	加藤忠晴
縣稅帶納 者財產差	四六	同	同	同	柏木計一
同	同	同	同	同	加藤忠晴
同	同	同	同	同	加藤忠晴
同	同	同	同	同	柏木計二
同	同	同	同	同	加藤忠晴

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 一 治

△
告示第十六号
昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による
保護等のため支出する費用の基準中一部を次のように改
め昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。
昭和二十四年一月十四日

「第一 最低生活費の基準は左による」を次のように改める。

鳥取縣知事 西尾愛治

生活扶助費基準額算出表

(鳥取市米子市倉吉町境町)

00623

00624

00622

区分		男	女	世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額
年令	1才	300円	305円	人工栄養品の配給
	2	400	375	による購入実費
	3	565	540	
	4	680	655	
	5	785	760	
	6	725	700	
	7	835	715	学校給食のための実費
	8	910	780	
	9	955	835	
	10	1,015	885	
	11	905	755	
	12	960	840	
	13	1,075	935	義務教育のための教育費
	14	1,185	1,045	
	15	1,285	1,115	
	16	1,370	1,120	
	17	1,170	815	
	18—21	1,215	815	
	22—26	1,215	720	
	26—31	1,260	765	
	32—45	1,165	670	
	46—51	1,165	660	
	52—60	1,075	615	
	61才以上	1,005	645	

生活扶助費基準額算出表

(その他の場合)

区分 男 女 世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額

年令 1才 305円 300円 人工栄養品の配給

2 400 375 による購入実費

3 565 535

4 665 640

5 760 740

6 710 690

7 815 700

8 885 760

9 930 815

10 980 860

11 885 745

12 940 825

13 1,050 915

義務教育のための教育費

14 1,145 1,015

15 1,240 1,085

16 1,320 1,090

17 1,185 800

18—21 1,175 800

22—25 1,175 710

26—31 1,220 755

32—45 1,180 365

46—51 1,130 655

52—60 1,040 615

61才以上 975 635

備考

1. 人工栄養品の配給による購入実費未満の乳児のみであることと、義務教育のための教育費として加算し得るものとは別表教育費支給基準額（年額）であること。
2. 2人以上の世帯で1才又は2才の乳児がいる場合においてそのために必要な額がその世帯の非配給副食費の額にて止まること。
3. 2人以上の世帯で2才又は2才の乳児がある場合においてそのために最低生活費より減額しなければならない額がその世帯の非配給副食費の額にて止まること。

区分	男	女	世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額
年令	1才	305円	300円 人工栄養品の配給
	2	400	375 による購入実費
	3	565	535
	4	680	655
	5	785	760
	6	725	700
	7	835	715
	8	910	780
	9	955	835
	10	1,015	885
	11	905	755
	12	940	825
	13	1,050	915
	14	1,145	1,015
	15	1,240	1,085
	16	1,320	1,090
	17	1,185	800
	18—21	1,175	800
	22—25	1,175	710
	26—31	1,220	755
	32—45	1,180	365
	46—51	1,130	655
	52—60	1,040	615
	61才以上	975	635

備考

1. 人工栄養品の配給による購入実費未満の乳児のみであることと、義務教育のための教育費として加算し得るものとは別表教育費支給基準額（年額）であること。
2. 2人以上の世帯で1才又は2才の乳児がある場合においてそのために最低生活費より減額しなければならない額がその世帯の非配給副食費の額にて止まること。
3. 2人以上の世帯で2才又は2才の乳児がある場合においてそのために最低生活費より減額しなければならない額がその世帯の非配給副食費の額にて止まること。

区分	男	女	世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額
年令	1才	305円	300円 人工栄養品の配給
	2	400	375 による購入実費
	3	565	535
	4	680	655
	5	785	760
	6	725	700
	7	835	715
	8	910	780
	9	955	835
	10	1,015	885
	11	905	755
	12	940	825
	13	1,050	915
	14	1,145	1,015
	15	1,240	1,085
	16	1,320	1,090
	17	1,185	800
	18—21	1,175	800
	22—25	1,175	710
	26—31	1,220	755
	32—45	1,180	365
	46—51	1,130	655
	52—60	1,040	615
	61才以上	975	635

備考

区分	男	女	世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額
年令	1才	305円	300円 人工栄養品の配給
	2	400	375 による購入実費
	3	565	535
	4	680	655
	5	785	760
	6	725	700
	7	835	715
	8	910	780
	9	955	835
	10	1,015	885
	11	905	755
	12	940	825
	13	1,050	915
	14	1,145	1,015
	15	1,240	1,085
	16	1,320	1,090
	17	1,185	800
	18—21	1,175	800
	22—25	1,175	710
	26—31	1,220	755
	32—45	1,180	365
	46—51	1,130	655
	52—60	1,040	615
	61才以上	975	635

備考

区分	男	女	世帯の状況により2人以上の世帯において1才児がいるため減額する額
年令	1才	305円	300円 人工栄養品の配給
	2	400	375 による購入実費
	3	565	535
	4	680	655
	5	785	760
	6	725	700
	7	835	715
	8	910	780
	9	955	835
	10	1,015	885
	11	905	755
	12	940	825
	13	1,050	915
	14	1,145	1,015
	15	1,240	1,085
	16	1,320	1,090
	17	1,185	800
	18—21	1,175	800
	22—25	1,175	710
	26—31	1,220	755
	32—45	1,180	365
	46—51	1,130	655
	52—60	1,040	615
	61才以上	975	635

備考

「第二生活扶助のため支出し得る費用は左による」を次のように改める

(二) 市町村長限りで支給し得る額

イ 六十才以上の老衰者又は不具廢疾傷痍疾病等のため殆ど無收入の状態にある者の一人世帯(生活扶助を目的とする保護施設に收容されている者を含む)について生活扶助費、基準額算出表によつて算出されたその世帯の生活扶助費基準額までの額

ロ、前記イ以外の世帯については生活扶助費基準額算出表によつて算定されたその世帯の生活扶助費基準額の六割以内の額

(二) 知事の承認を得て支給し得る額

生活扶助費基準額算出表によつて算定されたその世帯の生活扶助費基準額の六割を超えて十割までの額(前項イの世帯を除く)

「第三」中「一点単價については社会保険診療報酬算定協議会において決定した国民健康保険診療報酬の標準額による」とあるを「二点単價については社会保険診療報酬算定協議会において決定した国民健康保険診療報酬の標準額による」と改める。

「第七」を次のように改める。

保護を受ける者に特別の事由があつて第一、第三、第五、第六の基準を超えて支出しなければならないときは市町村長は個々の世帯(保護を受ける者)につき厚生大臣の認可を受けその基準を超えて保護に必要な額を支給することができる。

「別表」を次のように改める

別表 義務教育のための教育費として加へられる教育費支給基準額(元額)						
小学校一年	二年	三年	四年	五年	六年	中学校一年
三六〇円	三三六	三三六	七四四	五五一	四八〇	一、五三六
						八六四
						八七六

◆鳥取縣告示第十七号

國民健康保険を行う次の町に対し國民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行う町 二、條例制定の認可年月日

東伯郡由良町 昭和二十四年一月七日

◆鳥取縣告示第十八号

鳥取縣國民健康保険診療調整協議会規程を次のように定め。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣國民健康保険診療調整協議会規程

- 1、療養担当者
- 2、会長は、鳥取縣知事をもつてこれに充てる。
- 3、委員は、左に掲げる者につき鳥取縣知事がこれを委嘱又は任命する。

一、療養担当者

二、保險者の直當する病院、診療所に勤務する醫師、歯科醫師又は薬剤師

三、鳥取縣に勤務する醫師、歯科醫師、薬剤師

四、保險者又は國民健康保険團体連合会の役員

- 五、鳥取縣に勤務する醫師、歯科醫師又は薬剤師以外の官公吏
六、国民健康保險の被保険者
第三條 委員の任期は二年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は鳥取縣知事の承認を得て辞職することができる。
第四條 会長は会務を總理し協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは会長の指名するものがその職務を代理する。

- 第五條 協議会は必要的つ度会長がこれを招集する。

- 第六條 協議会は専門事項を調査審議し必要あるときは委員の中から専門委員を委嘱してその調査及び報告をさせることができる。

- 第七條 協議会は委員の半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない。

- 協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは会長の決するところによる。

- 第八条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

◆鳥取縣告示第十九号
昭和二十三年七月十三日付厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の者に交付した。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣技術吏員技師 有元孝雄 三三 昭和二十四年一月七日
同 福田 弘 三四 同
同 拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立学校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

- ◆鳥取縣告示第二十号
左の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年十一月一日認可しその事務費を次のよう定めた。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業種別	施設名称	設置主体	所在地	一人一日当り取り扱事務費
養老院	倉吉町立 東伯郡倉吉町	倉吉町	同仲町	拾七円參錢

◆鳥取縣告示第二十一号

昭和二十二年九月鳥取縣告示第三八四号保護施設中左の施設に対し事務費を左の通り改訂し昭和二十三年十一月二十四日からこれを適用する。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業種別	施設名	設置主体	所在地	一人一日當り事務費
養老事業	鳥取市立 鳥取市	鳥取市	丸山	式拾參圓參拾錢

1、履歴書

2、最終學校最終學年成績證明書

3、學校長の推薦書(希望學校決定しないものは無くても良い)

任用審査を行ふ前日正午まで

三、申込期日

- 2 幹事及び書記は關係官吏々員又は關係團體の職員のうちから鳥取縣知事がこれを委嘱又は任命する。
3 幹事は会長の命を受けて庶務を整理する。
4 書記は、会長の指揮を受けて、庶務に從事する。

附 則

この規程は昭和二十三年十二月一日よりこれを適用する。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣告示第十九号

昭和二十三年七月十三日付厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の者に交付した。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣技術吏員技師 有元孝雄 三三 昭和二十四年一月七日
同 福田 弘 三四 同
同 拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号
昭和二十四年一月分の公立學校教職員任用審査を次のように実施する。

同

拓植 茂 三五 同

四、申込場所
1、鳥取縣廳内鳥取縣教育委員會事務局教務課
教職員任用選考委員會宛
2、西伯地方事務所内鳥取縣教育委員會西伯支所
教職員任用選考委員會宛

五、当日の携行品

1、辨 当

2、筆記用具

3、身体検査実施に要する手数料概算(三〇〇円)

89300

00629

昭和二十四年二月十四日印刷
昭和二十四年一月十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年二月十五日)

發行者：鳥取市東町 印刷所
鳥取縣立圖書館
鳥取市東町 印刷所